

長崎県市長会負担金等適正化委員会要綱

(設置)

第1条 各種団体、協議会に対する法令に基づかない負担金、会費、分担金等（以下「負担金等」という。）の支出を抑制し、長崎県内各市の財政運営健全化に資するため、長崎県市長会の諮問機関として長崎県市長会負担金等適正化委員会（以下「適正化委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 適正化委員会は、長崎県内各市の総務担当副市長（以下「副市長」という。）をもって組織する。

(会長及び副会長)

第3条 適正化委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ長崎県副市長会の会長及び副会長をもって充て、任期は長崎県副市長会会則に準じ、1年とする。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(所掌事項)

第4条 適正化委員会は、第1条の目的を達成するため、市長会が定めた負担金等に関する方針等に基づき、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 長崎県内をその範囲とし半数以上の市が関係する各種団体、協議会等への加入の可否及び適正な負担額（率）の決定
- (2) 長崎県内をその範囲とし半数以上の市が関係する各種事業への負担の可否及び適正な負担額（率）の決定
- (3) 前2号の負担額（率）の改定
- (4) その他適正化委員会の目的達成のために必要な事項

(会議)

第5条 適正化委員会は、前条各号に定める所掌事項を審議するため、次の各号により会議を開く。

- (1) 会議は、会長が必要があると認めるときに招集する。
- (2) 会議の議長は、開催市の副市長がこれにあたる。

(書面表決等)

第6条 やむを得ない理由のため、適正化委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人を指名して表決を委任することができる。

2 会長は、軽易な事項又は急を要すると認める場合においては、書面をもって賛否の表明を求め、適正化委員会に代えることができる。

(審議結果の報告)

第7条 会長は、審議が終了したときはその結果を直ちに市長会長に報告しなければならない。

(幹事会の設置)

第8条 適正化委員会の円滑な運営を図るため幹事会を置く。

2 幹事会は、長崎県内各市の市長会担当課長及び財政担当課長をもって組織する。

3 幹事会は、適正化委員会において審議される事項を調査検討し、意見を付して適正化委員会に提出する。

4 幹事会は、必要に応じて開催し、会長が招集する。

(庶務)

第9条 適正化委員会に関する庶務は、長崎県市長会事務局において処理する。

附 則

この要綱は、昭和42年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和44年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月24日から施行する。